

議案第 6 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 30 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月那須烏山市条例第41号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(同一の執行機関内における特定個人情報の利用)</p> <p>第5条 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>2 別表第2の機関の欄に掲げる市の執行機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>(同一の執行機関内における特定個人情報の利用)</p> <p>第5条 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>2 別表第2の機関の欄に掲げる市の執行機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
<p>(他の執行機関への特定個人情報の提供)</p> <p>第6条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供するときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>情報照会者である</u>市の執行機関が、<u>情報提供者である</u>市の執行機関に対し、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な利用<u>特定個人情報</u>の提供を求めたとき。</p> <p>(2) 別表第3の情報照会機関の欄に掲げる市の執行機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めたとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(他の執行機関への特定個人情報の提供)</p> <p>第6条 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供するときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) <u>法別表第2の情報照会者の欄に掲げる</u>市の執行機関が、<u>同表の情報提供者の欄に掲げる</u>市の執行機関に対し、<u>同表の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる<u>特定個人情報</u>の提供を求めたとき。</p> <p>(2) 別表第3の情報照会機関の欄に掲げる市の執行機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めたとき。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。